

## ＜岩手県内における取組み＞

### 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び

### 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」

#### 目標 1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

##### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 60-61）

##### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
盛岡少年鑑別所	① 在所者に対し、視聴覚教材等を活用して、大麻を中心とした薬物乱用に関する誤った情報についての誤解を解消し、正しい認識を持たせるよう啓発を行う。 ② 薬物乱用対策推進本部から送付されたポスターを引き続き在所者やその他保護者の目に触れる廊下等に掲示し、啓発を図る。 ③ 薬物乱用対策推進本部から送付された小冊子を引き続き面会待合室に備え付け、保護者等が閲覧できるよう配慮する。 ④ 地域援助における個人援助及び機関等援助において、必要に応じ、薬物非行に関する助言を行う。	① 薬物使用歴を有する在所者に対して、視聴覚教材の視聴及び感想文の作成に取り組みせ、薬物乱用の危険性について啓発を行った。 ② 薬物乱用対策推進本部から送付されたポスターを在所者の目に触れる医務室等に掲示し、啓発を図った。 ③ 薬物乱用対策推進本部から送付された小冊子を面会待合室に備え付け、保護者等が閲覧できるよう配慮し、啓蒙を図った。 ④ 地域援助における個人援助及び機関等援助において、薬物非行に関して必要な助言や情報提供を行った。
盛岡保護観察所	第 67 回“社会を明るくする運動”において、一般市民を対象に薬物乱用防止等の広報・啓発活動を行う。	第 66 回“社会を明るくする運動”において、一般市民を対象に薬物乱用防止等の広報・啓発活動を行った。
岩手労働局	岩手労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所の庁舎内に薬物乱用防止のポスターを掲示して啓発する。(21ヶ所)	岩手労働局及び各労働基準監督署の庁舎内に薬物乱用防止のポスターを掲示して啓発を行った。(8ヶ所)
岩手県医師会	各種団体の開催行事への後援。 岩手県薬剤師会の活動への協力。	各種団体の開催行事への後援。 岩手県薬剤師会の活動への協力。

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県薬剤師会	<p>① 学校薬剤師が中心となり、小学校・中学校においてゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害を啓発する「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。</p> <p>② ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害について、PTAを中心とした地域住民を対象に啓発を推進し、青少年薬物乱用防止教育への協力を呼びかける。</p> <p>③ 一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることを啓発する。 また、近年第二の乱用薬物として心配されている向精神薬の適正使用についても啓発を強化する。</p> <p>④ 薬物乱用防止教育の中で「正しい薬の使い方」啓発の必要性をPR、同啓発用のパンフレットを使用して啓発する。</p> <p>⑤ 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。</p> <p>⑥ 薬物乱用防止啓発に関する資料の貸出し、提供。</p> <p>⑦ 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力。</p> <p>⑧ 薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を実施。</p>	<p>① 学校薬剤師が中心となり、小学校・中学校においてゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害を啓発する「薬物乱用防止教室」の開催を推進した。</p> <p>② ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害について、学校保健委員会や一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることをアピールした。</p> <p>③ 薬物乱用防止教育の中で、「正しい薬の使い方」を啓発した。</p> <p>④ 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。 対 象 実施校数 受講者数 小学校 180校 7,144名 中学校 98校 8,034名 高等学校 53校 9,039名 PTA等 26回 1,913名</p> <p>⑤ 薬物乱用防止啓発に関する資料の貸出し（85回）、提供（345回）。</p> <p>⑥ 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力。</p> <p>⑦ 薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を実施。 日時：平成28年12月10日（土）14:30～17:30 会場：建設研修センター 内容：(1)子どもたちの未来を守る「薬物乱用防止教室」 くすりの情報センター 高橋菜穂子 (2)秋田県の薬物乱用防止教育について 秋田県学校薬剤師会 会長 佐々木吉幸</p> <p>⑧ 薬物乱用防止指導員対象の研修会への講師派遣。</p> <p>⑨ 平成28年度岩手県薬物乱用防止教室講習会（主催：岩手県教育委員会）への協力。</p>

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県薬剤師会	(参考) ① 安全・健康両面から害について啓発している。 ② 健康観の育成を意識した啓発活動を実施している。 ③ 関係機関・団体と連携をとって、地域ぐるみの活動になるよう働きかけている。	
岩手県精神保健福祉協会	① 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中に精神保健福祉センター内に、ポスターの掲示、リーフレットの配布し、普及啓発を図る。 ② 青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、あらゆる機会を通じて、青少年等を対象に、薬物に関する講義を実施し、普及啓発を図る。	① 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中に精神保健福祉センター内に、ポスターの掲示、リーフレットの配布を行った。 ② 青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、精神保健福祉センター実習時、また、学生の講義依頼時に薬物に関するリーフレットを用い、講義した。
岩手県総務部	① 薬物乱用防止教育に係る文書等を、各私立学校に通知する。 ② 児童・生徒・教員、保護者等に対し、啓発用ポスターやパンフレット等を配付する。	① 薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるため、各種文書を各私立学校に通知した。(平成 28 年 4 月) ② 小学生保護者向け啓発読本を私立小学校に配布した。(平成 28 年 11 月)
岩手県環境生活部	① 平成 29 年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日から 8 月 31 日まで 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ配布し広報を実施する。 ② 「青少年を非行から守る県民大会」の開催 日時：7 月 19 日 (水) 場所：小田島組☆ほ～る 内容：意見発表・講演を実施するほか、少年非行防止啓発チラシを配布するとともに、ホワイエに薬物乱用防止パネルを展示予定。 ③ 平成 29 年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日から 11 月 30 日まで (1) 「いわて希望塾」の開催 11 月 3 日 (金) ～ 5 日 (日) 県立陸中海岸青少年の家 県内中学生約 120 名参加予定 参加生徒の規範意識の高揚を図る。	① 平成 28 年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日から 8 月 31 日まで 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ 1,280 部を配布し広報実施。 ② 「青少年を非行から守る県民大会」の開催 日時：7 月 21 日 (木) 場所：小田島組☆ほ～る 449 名出席 内容：意見発表・講演を実施したほか、少年非行防止啓発チラシを配布するとともに、ホワイエに薬物乱用防止パネルを展示 ③ 「いわて希望塾」の開催 7 月 30 日 (土) ～ 8 月 1 日 (月) 県立陸中海岸青少年の家 県内中学生の 119 名参加 参加生徒の規範意識の高揚を図った。 ④ 平成 28 年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日から 11 月 30 日まで

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況												
岩手県環境生活部	<p>(2)メディア対応能力養成講座 県内 4 か所で開催予定 インターネットを通じた薬物入手の危険性等について広報を実施する。</p> <p>④ いわて青少年育成プラン（平成 27 年 3 月改訂版）における取組の推進 「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 *プラン 3-(3)-④</p>	<p>メディア対応能力養成講座 県内 4 か所（矢巾・奥州・二戸・宮古）で開催 159 名参加、インターネットを通じた薬物入手の危険性等について広報を実施。</p> <p>⑤ いわて青少年育成プラン（平成 27 年 3 月改訂版）における取組の推進 「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 *プラン 3-(3)-④</p>												
岩手県医療局	<p>① 各県立病院へ、麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施と啓発活動の推進・協力を努めるよう周知していく。</p> <p>② 院内医療従事者へ薬物乱用についての研修会等を開催し、知識・意識の向上に努める。</p> <p>③ ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の目につくところに掲示するとともに、リーフレット等を配布するなどして乱用防止の啓発に努める。</p>	<p>① 各県立病院へ麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施と啓発活動の推進・協力を努めるよう周知した。</p> <p>② ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の目につくところに掲示するとともに、リーフレット等を配布するなどして乱用防止の啓発に努めた。</p>												
岩手県教育委員会	<p>① 薬物乱用防止教室の実施状況調査（10・1月）</p> <p>② 薬物乱用防止教育の一層の充実に向けた通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止啓発訪問事業について</li> <li>・各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について</li> <li>・小・中・義務教育学校における薬物乱用防止教室開催の推進について</li> <li>・高等学校生徒及び高等専門学校学生による薬物乱用防止広報啓発映</li> </ul>	<p>① 薬物乱用防止教室の実施状況を調査(29年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、教科や総合的な学習の時間などで薬物乱用防止教室が実施された。</li> <li>・平成 28 年度薬物乱用防止教室実施状況 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校</td> <td>74.9%</td> <td>(昨年度 67.9%)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>85.3%</td> <td>(昨年度 83.9%)</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>100.0%</td> <td>(昨年度 98.5%)</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>② 関係文書の発出</p>	小学校	74.9%	(昨年度 67.9%)	中学校	85.3%	(昨年度 83.9%)	義務教育学校	100.0%		高校	100.0%	(昨年度 98.5%)
小学校	74.9%	(昨年度 67.9%)												
中学校	85.3%	(昨年度 83.9%)												
義務教育学校	100.0%													
高校	100.0%	(昨年度 98.5%)												

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県教育委員会	<p>像及びポスターの作品募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教育の推進について</li> <li>・高校生等による薬物乱用防止広報啓発ポスターの送付について</li> </ul> <p>③ 教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭新規採用研修Ⅱ（新採用養護教諭対象） 平成 29 年 8 月 31 日（木） 28 名参加予定</li> <li>・平成 29 年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 平成 29 年 10 月 12 日（木）～13 日（金） 400 名参加予定</li> </ul> <p>課題別「喫煙・飲酒・薬物乱用教育」</p>	<p>③ 教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県薬物乱用防止教室研修会（学校薬剤師・警察職員対象） 平成 28 年 8 月 28 日（日） 38 名参加</li> <li>・養護教諭新規採用研修Ⅱ 平成 28 年 9 月 15 日（木） 26 名参加</li> <li>・平成 28 年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会（岐阜県） 平成 28 年 10 月 20 日（木）・21 日（金） 2 名派遣</li> </ul>
岩手県警察本部	<p>① 学校等による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上</p> <p>警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成 29 年 4 月末現在、14 校 1,133 名に対し実施</li> <li>※ 平成 29 年 4 月末現在、少年による薬物事犯の検挙・補導はない</li> </ul> <p>② 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化</p> <p>地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>③ 広報啓発活動の強化</p> <p>(1) 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施する。</li> <li>イ 薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼する。</li> <li>ウ 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載する。</li> </ul> <p>(2) 岩手県警察本部少年課ホームページに、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載する。</p>	<p>① 学校等による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上</p> <p>警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成 28 年中 53 校 8,027 名に対し実施</li> <li>※ 平成 28 年中、少年による薬物事犯の検挙・補導はなかった</li> </ul> <p>② 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化</p> <p>地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施した。</p> <p>③ 広報啓発活動の強化</p> <p>(1) 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施した。</li> <li>イ 薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼した。</li> <li>ウ 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載した。</li> </ul> <p>(2) 岩手県警察本部少年課ホームページに、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載した。</p>

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>④ 関係機関による相談体制の構築</p> <p>警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤル（#9110）により、24 時間体制で警察安全相談を受け付ける。</p> <p>また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たる。</p>	<p>④ 関係機関による相談体制の構築</p> <p>警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けたほか、専用ダイヤル（#9110）により、24 時間体制で警察安全相談を受け付けた。</p> <p>また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たった。</p>
岩手県保健福祉部	<p>① くすりの情報センター事業の実施</p> <p>（一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 10 回以上開催する。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施</p> <p>薬物乱用の未然防止のため、9 保健所に窓口を設置し、地域住民からの覚せい剤等薬物に関する相談に応じるとともに、講習会等を実施し啓発を図る。</p> <p>③ 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業</p> <p>地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため薬物乱用防止指導員を設置（平成 29 年 6 月末 356 人）し、各種会合等で啓発活動を行う。</p> <p>④ 薬物関連問題相談事業の実施</p> <p>岩手県精神保健福祉センターに、薬物による精神障害者やその家族に対し個別相談に応じる体制を整備し、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図る。</p> <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行う。</li> <li>・県内 2 ケ所（盛岡市、釜石市）において、ボーイスカウト、スポーツ少年団等ボランティアの協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施する。</li> <li>・岩手県営球場に啓発横断幕を設置する（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中）。</li> </ul>	<p>① くすりの情報センター事業の実施</p> <p>（一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 10 回以上開催した。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施</p> <p>薬物乱用の未然防止のため、9 保健所に窓口を設置し、地域住民からの覚せい剤等薬物に関する相談に応じるとともに、講習会等を実施し啓発を図った。</p> <p>③ 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業</p> <p>地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため薬物乱用防止指導員を設置（平成 28 年 6 月末 356 人）し、各種会合等で啓発活動を行った。</p> <p>④ 薬物関連問題相談事業の実施</p> <p>岩手県精神保健福祉センターに、薬物による精神障害者やその家族に対し個別相談に応じる体制を整備し、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図った。</p> <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行った。</li> <li>・県内 3 ケ所（奥州市、宮古市、二戸市）において、ボーイスカウト、スポーツ少年団等ボランティアの協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施した。</li> <li>・岩手県営球場に啓発横断幕を設置した（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中）。</li> </ul>

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県保健福祉部	<p>⑥ 厚生労働省の委託事業として開催される薬物乱用防止指導員研修会への薬物乱用防止指導員及び保健所職員の派遣（4名）。</p> <p>⑦ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査及び適正管理についての指導の実施。</p> <p>⑧ 不正大麻・けし撲滅運動に併せた不正大麻・けしの発見、除去</p> <p>⑨ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 テレビ、ラジオ、新聞、市町村広報誌等を活用した啓発を行う。</p> <p>⑩ 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグの危険性を周知するため、公共交通機関にポスター掲示を行うほか、各機関へポスター掲示を依頼する。</p>	<p>⑥ 厚生労働省の委託事業として開催された薬物乱用防止中堅指導員研修会への薬物乱用防止指導員及び保健所職員の派遣（7名）</p> <p>⑦ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査及び適正管理についての指導の実施</p> <p>⑧ 不正大麻・けし撲滅運動に併せた不正大麻・けしの発見、除去</p> <p>⑨ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 テレビ、ラジオ、新聞、市町村広報誌等を活用した啓発を行った。</p> <p>⑩ 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグの危険性を周知するため、各機関へポスター掲示を依頼した。</p>

## 目標 2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 60-61）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
盛岡保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物依存のある刑事施設収容者の家族その他引受人を対象として引受人座談会を開催する。</li> <li>② 上記引受人座談会と、精神保健福祉センターで開催される家族教室において、相互の機関から講師派遣を行い連携する。</li> <li>③ 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえ、地域社会における「処遇」及び「医療」並びに「援助」などの支援を適正かつ円滑に実施するため、保健福祉関係機関及び医療機関並びに支援団体との連携を確保し、協力体制の整備に努めていく。また、保護観察対象者等に対し、専門的処遇プログラム等を実施する。</li> <li>④ 精神保健福祉センター、民間の薬物依存回復訓練施設、医療機関等と連携して、これら関係機関と地域支援連絡協議会を開催する。</li> <li>⑤ 薬物事犯対象者に対する処遇の実効性を高めるため、薬物事犯対象者に対する保護観察等をテーマとした地域処遇会議を積極的に開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物依存のある刑事施設収容者の家族やその引受人を対象とした引受人座談会を2回開催した。</li> <li>② 上記引受人座談会と、精神保健福祉センターで開催した家族教室において、相互の機関から講師派遣を行い連携した。</li> <li>③ 薬物傾向が進んだ保護観察対象者3名に対し、薬物再乱用防止プログラムを実施した。また、9名に対し簡易薬物検査を延べ46回実施した。さらに、精神保健福祉センターで実施された治療プログラムに、1名を参加させるとともに、医療機関と連携して1名を通院に結びつけた。</li> <li>④ 薬物依存のある保護観察対象者等に係る地域支援連絡協議会を開催し、関係機関による連携を確認した。</li> <li>⑤ 薬物乱用防止講演会や事例研究会などによる地域処遇会議を県内8保護区において43回実施した。</li> </ul>
岩手県医師会	薬物依存症、中毒者の早期発見と医療保護及び社会復帰への支援。	薬物依存症、中毒者の早期発見と医療保護及び社会復帰への支援。
岩手県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物依存・中毒者の家族等から相談があった場合、相談先を紹介する。</li> <li>② 薬物乱用経験者・同家族や支援機関の求めに応じて、薬物乱用に関わる正しい知識等の啓発を行う。</li> </ul>	
岩手県医療局	薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社会復帰への支援。	薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社会復帰への支援。

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県精神保健福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物依存家族教室、薬物依存者回復支援グループ、薬物依存家族教室等の周知。</li> <li>② 精神保健福祉センターで実施している薬物依存症者回復支援グループ、薬物依存症家族教室を紹介し、再乱用防止、家族等への支援の充実強化を図る。</li> </ul>	

### 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

#### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 60-61）

#### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>① 組織犯罪対策の推進 県内では、薬物密売を資金源としている犯罪組織は把握されていないが、暴力団構成員等の関与が認められることから、徹底した取締りを推進する。</p> <p>② 犯罪収益対策の推進 検挙被疑者に対し、麻薬特例法適用を視野に捜査を推進し、犯罪収益のはく奪を図る。</p> <p>③ 巧妙化する密売方法への対応 サイバー犯罪対策室、情報技術解析課と連携しインターネット等を利用する薬物密売に対応する。</p> <p>④ 末端乱用者に対する取締りの徹底 需要の根絶、供給の遮断、不法収益対策を重点として取締りを強化する。 本年4月末現在、覚せい剤取締法違反で3人を検挙し、覚せい剤約0.5gを押収している。 検挙人員3人のうち、暴力団構成員等の検挙は1名となっている。</p>	<p>① 組織犯罪対策の推進 県内では、薬物密売を資金源としている犯罪組織は把握されていないが、暴力団構成員等の関与が認められることから、徹底した取締りを推進した。 * 覚醒剤事犯検挙人員29人中、暴力団構成員等5人を検挙している。</p> <p>② 犯罪収益対策の推進 検挙被疑者に対し、麻薬特例法を適用した犯罪収益対策を視野に捜査を推進したが、同法の適用には至らなかった。</p> <p>③ 巧妙化する密売方法への対応 サイバー犯罪対策室、情報技術解析課と連携しインターネット等を利用する薬物密売に対応したが、インターネット利用の検挙には至らなかった。</p> <p>④ 末端乱用者に対する取締りの徹底 需要の根絶、供給の遮断、不法収益対策を重点として取締りを強化した結果、 (1) 覚せい剤取締法違反で29人を検挙し、覚醒剤約0.5gを押収している。 (2) 大麻取締法違反で3人を検挙し、乾燥大麻約30gを押収している。 (3) 麻薬及び向精神薬取締法違反で2人を検挙している。 このうち1名は中学校教員で、麻薬（α-PVP）の密輸入で検挙している。 もう1名は、麻薬（GHB）の密輸入での検挙となる。（危険ドラッグ関連事犯該当）</p>

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>⑤ 多様化する乱用薬物への対応            広報啓発活動を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 薬物乱用防止広報活動強化期間中、小中学校・高校・大学・専門学校、企業・団体等において薬物乱用防止教室を開催し、啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 県警ホームページに「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」等広報文を掲載するとともに、普及運動「不正大麻・けし撲滅運動」に呼応して広報活動を実施する。</p> <p>(3) 小冊子「No DRUGS」、各交番等発行のミニ広報誌を活用するほか、各種会議会合・非行防止キャンペーン等を通じ薬物乱用防止を訴える。</p> <p>(4) 6月、IBC テレビに出演し薬物乱用防止を訴える。</p> <p>⑥ 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 「銃器・薬物取締り連絡協議会」の定例会を年1回開催し、関係機関との情報交換などを行っている。            本年も開催予定。            ＊ 関係機関～検察庁、税関、海保、入管</p> <p>(2) 「岩手県警察銃器・薬物水際対策協力員制度」により、本年4月に沿岸3署（大船渡・釜石・宮古）計20名に囑託書を交付し、引き続き協力依頼をしている。</p>	<p>(4) 医薬品医療機器等法（旧薬事法）を適用して、指定薬物（ラッシュ）の密輸入で1人を検挙している。（危険ドラッグ関連事犯該当）</p> <p>⑤ 多様化する乱用薬物への対応</p> <p>(1) 薬物乱用防止広報活動強化期間中、小中学校・高校・大学・専門学校、企業・団体等において薬物乱用防止教室を開催し、啓発活動を実施した。</p> <p>(2) 県警ホームページに「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」等広報文を掲載するとともに、普及運動「不正大麻・けし撲滅運動」に呼応して広報活動を実施した。</p> <p>(3) 小冊子「No DRUGS」、各交番等発行のミニ広報誌を活用したほか、各種会議会合・非行防止キャンペーン等を通じ薬物乱用防止を訴えた。</p> <p>(4) IBC テレビに出演し、薬物乱用防止を訴えた。</p> <p>⑥ 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 「岩手県警察銃器・薬物水際対策協力員制度」により囑託している水際対策協力員に対し情報提供し、情報収集に努めた。</p>
釜石海上保安部	潜水器を使用した密漁事件等において、薬物使用を見据えた捜査を併行し、乱用者の発見・摘発に努める。	該当なし
岩手県薬剤師会	薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかける。	薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかけた。

## 目標 4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 60-61）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
仙台入国管理局盛岡出張所	出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施する。	出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施した。
大船渡税関支署	<p>① 水際での密輸阻止が最も効果的であることから、取締関係機関と連携を密にして、宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外航船、いわて花巻空港に入港する国際チャーター便及び国際フィーダーで搬出入されるコンテナ貨物等、輸出入される一般商業貨物に対する取締りなどを日常的に行うほか、取締強化期間を設定のうえ、関係機関と一層の連携強化を図りつつ、集中的に取締りを強化する。</p> <p>② 関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配布を行っているほか、税関ホームページ、ユーチューブなどのソーシャルメディアを活用し水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。</p> <p>また、情報提供に当たっては、密輸ダイヤル（全国共通・24 時間受付・0120-461-961（白い黒い））のほか、税関ホームページに密輸情報提供サイトを開設し、インターネットからの情報提供が可能となっている。</p>	<p>① 取締関係機関と連携を密にして、宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外航船の取締りを実施したほか、いわて花巻空港に入港する国際チャーター便及び国際フィーダーで搬出入されるコンテナ貨物等、取締強化期間を設定のうえ、集中的な取締りを実施した。</p> <p>なお、岩手県内においては、外国郵便等を利用した薬物密輸入事件 3 件について、検察庁に告発した。</p> <p>② 関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配布を行い、広く一般の方々からの情報提供依頼を行った。</p>
釜石海上保安部	外国からの直航船舶に対し、税関等と合同で立入検査を実施するとともに、必要に応じ、昼夜を通じた監視を実施する。	同左の検査等を実施した。
岩手県薬剤師会	<p>① 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介し、活動への理解と協力を呼びかける。</p> <p>② 海外旅行・留学等において注意すべきことを紹介する。</p>	<p>① 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介した。</p> <p>② 海外旅行等に行かれる相談者に注意喚起した。</p>

## 目標 5 薬物密輸入阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 60-61）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 29 年度実施計画	平成 28 年度実施状況
取組みなし		

## その他

実施団体	取り組み事項等
岩手県医師会	岩手県、日本医師会よりの薬物乱用対策に関する通知文書を各郡市医師会に情報提供している。
岩手県薬剤師会	<p>① 薬物乱用防止啓発については、岩手県が積極的に取り組んでいることを県民に示すことが重要であり、そのためには関係機関の連携と県の事業としての取り組みが必要である。</p> <p>例：県民参加型の事業（ポスター・CM・作文・標語・演劇等のコンクール）を企画する。</p> <p>また、年齢に応じた啓発と、立場の異なる大人が協力して薬物乱用防止啓発に取り組んでいることを示すことが重要である。学校保健課題解決支援事業（主催：岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課）で作成された「薬物乱用防止教室プログラム」の普及が望まれる。</p> <p>② 薬物乱用防止啓発活動は、県民の健康づくり活動に大きく関わる活動であることを認識し、健康づくり活動に関わる機関・団体等が連携していく必要がある。各市町村で実施されている健康まつりや学校の文化祭、大学祭等、啓発する場の拡大を図る必要がある。</p> <p>③ 薬物乱用防止啓発は、健康教育の一環として健康や生活習慣、防犯等様々の角度から啓発する必要があることから、アルコール・たばこの害についても積極的に啓発していかなければならない。</p> <p>特に、青少年の飲酒・喫煙防止については、アルコール・たばこがゲートウェイドラッグであることを認識させ、危険行動の回避と健康維持の両面から啓発しているが、児童・生徒だけでなく、その親世代にも積極的に啓発する必要がある。</p> <p>④ 薬物乱用防止啓発事業指導者対象の研修会（県薬剤師会・地域薬剤師会）を継続して実施していく。</p> <p>⑤ 指導用資材の紹介・貸出を実施して、質の高い啓発活動となるよう支援していく。</p> <p>⑥ 薬物乱用防止啓発講座や薬物乱用防止教室等の実施（実施形態や資料の使い方、講師派遣等）についてコーディネートし、幅広い啓発活動を推進できるよう支援していく。</p> <p>⑦ 一般用医薬品の購入に関わる啓発や、中学・高等学校の新学習指導要領を意識した「医薬品の正しい使い方」を啓発することで、医薬品がゲートウェイドラッグとならないようにする活動を引き続き推進していく。</p> <p>⑧ アンチ・ドーピング活動の一環として、薬の適正使用や飲酒・喫煙・薬物乱用防止の啓発に取り組んでいる。平成28年に開催された、いわて国体においては、地域薬剤師会と協働する形、行政はもちろん、教育委員会や体育協会、医師会・歯科医師会等との連携のもと、県内各地でアンチ・ドーピング活動を積極的に実施した。いわて国体におけるアンチ・ドーピング活動を通じて、日頃からの教育・啓発の重要性を実感したことから、今後は、国体に送り出す立場として、そして来る2019ラグビーW杯や2020東京五輪に向けて、継続的な活動を行っていく。</p>